

野洲市民病院整備基本計画等策定支援業務委託公募型プロポーザル方式実施公告

野洲市民病院整備基本計画等策定支援業務委託について、公募型プロポーザル方式により業者選定を行うので、次のとおり公告する。

令和3年7月5日

市立野洲病院
病院長 福山 秀直

1. 業務概要について

(1) 業務名

野洲市民病院整備基本計画等策定支援業務

(2) 業務内容

野洲市民病院を整備するにあたり、基本構想・基本計画を策定ための支援等を行うものである。

(3) 業務期間 契約締結日から令和4年3月25日まで

2. 予算額について

委託料の上限は10,230,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

3. 実施形式について

公募型

4. スケジュール（予定）について

令和3年7月5日（月）	公募開始
令和3年7月16日（金）	質疑受付締切
令和3年7月21日（水）	質疑に対する回答予定
令和3年7月28日（水）	企画提案書等の提出締切
令和3年8月2日（月）	参加資格審査結果の通知
令和3年8月12日（木）	プレゼンテーション審査
令和3年8月18日（水）	プレゼンテーション審査結果の通知

5. 参加資格の要件について

(1) プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 野洲市から野洲市建設工事等入札参加停止基準（平成 20 年野洲市告示第 88 号）に基づく入札参加停止又は野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準（平成 16 年野洲市訓令第 33 号）に基づく指名停止を現に受けていないこと。
- ③ 国税、地方税を滞納していない者であること。（過去を含めて税に未納がないこと。）
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑤ 野洲市暴力団排除条例（平成 23 年野洲市条例第 22 号）第 6 条の規定により、次のアからカの要件に該当する者でないこと。
 - ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる者。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
 - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者。
- ⑥ 近畿圏内に本店、支店又は営業所があり、迅速に対応できる体制を整えていること。
- ⑦ 事業者は、次のア及びイの実績を満たすものであること。
 - ア 過去 10 年で医療法許可病床 150 床以上の国立病院機構又は地方公共団体設立の病院において、病院の建築コンサルティング業務の中で、基本構想・基本計画・要求水準書作成の実績があるもの。
 - イ 過去 10 年で医療法許可病床 150 床以上の国立病院機構又は地方公共団体設立の病院

において、病院のデザインビルド方式に関する発注支援の実績があるもの。

⑧ 次のアとイを満たす者を総括技術者として配置すること。

ア 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士（以下「一級建築士」という。）かつ、認定コンストラクション・マネージャー（日本コンストラクション・マネジメント協会の資格試験に合格し登録した者。以下「CCMJ」という。）の資格を有する者であること。

イ 過去10年で医療法許可病床150床以上の国立病院機構又は地方公共団体設立の病院において、病院の建築コンサルティング業務の中で、基本計画策定・要求水準書作成支援及び病院のデザインビルド方式に関する発注支援の実績がある者であること。

⑨ 次のアとイを満たす者1名、ウとエを満たす者1名を主任技術者として配置すること。

ア 医業経営コンサルタントの資格を有する者であること。

イ 過去10年で医療法許可病床150床以上の国立病院機構又は地方公共団体設立の病院において、病院の建築コンサルティング業務の中で、基本構想・基本計画策定支援の実績がある者であること。

ウ 一級建築士又はCCMJの資格を有するものであること。

エ 過去10年で医療法許可病床150床以上の国立病院機構又は地方公共団体設立の病院において、病院の建築コンサルティング業務の中で、要求水準書作成支援の実績がある者であること。

⑩ その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

(2) 次に掲げる書類を提出し、確認を受けた上で、当該プロポーザルに参加することができる。

なお、野洲市の野洲市建設工事等入札参加有資格者名簿に登載された者または野洲市物品供給、役務提供業者一覧表に登載された者は、次の①から⑤の書類を省略することができる。

① 法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）

② 個人にあつては、身分証明書

③ 法人にあつては、国税（法人税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）

④ 個人にあつては、国税（所得税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）

⑤ 暴力団排除に関する誓約書（様式第12号）及び会社役員名簿（様式第13号）

⑥ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。

(3) 参加者は、候補者決定までの間に、本要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

(4) 2者によるコンソーシアム（共同企業体）で本プロポーザルに参加することができる。ただし、1者が複数の提携を結び、本プロポーザルに重複して参加することはできない（例えば、「ある1者のCM業者が、2者の医業経営コンサルタント事業者とそ

- れぞれに提携し、プレゼンテーションに2回参加すること」は認められない。なお、
- (1) ⑦から⑨の要件はコンソーシアム全体で満たしていればよい。
 - (5) 総括技術者と主任技術者は、兼ねることはできないものとする。

6. 選定方法等について

プレゼンテーション審査は原則公開で行う（審査対象事業者及びその関係者については、割り当てられた時間以外の入室は認めない。また、社会情勢により傍聴を中止する場合がある。）ものとし、全ての提案事業者のプレゼンテーション審査終了後、審査委員会による審査を行い、受託候補事業者及び次点事業者を選定する。なお、参加申込多数の場合は、書類選考を1次審査として実施し、2次審査のプレゼンテーション審査を受けることができる事業者を5者程度に選定する。

7. 留意事項について

(1) 提出書類の取扱い

- ア 提出された書類は、全て返却しない。
- イ 提出後の差替え及び追加・削除は、認めない。
- ウ 提出された書類は、提出したものに無断で本プロポーザルに係る審査以外に利用しない。
- エ 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- オ 企画提案書の提出は、1者について1案とする。

(2) 情報の公開及び提供

市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、野洲市情報公開条例（平成16年野洲市条例第9号）の規定により請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補事業者決定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

(3) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者負担とする。

やむを得ない事情により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合においても、本プロポーザルに要した費用を野洲市に請求することはできない。

(5) 参加辞退の場合

プロポーザル参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届を野洲市政策調整部市民病院整備課に提出すること。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が「2. 予算額について」にある額を超過した場合

(7) 著作権の管理

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成したものに帰属するものとする。ただし、受託先に選定されたものが作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は受託先にあらかじめ通知することにより、その一部または全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）をすることができるものとする。

(8) 本業務に係る設計・建設工事・工事監理への参加

本業務受託者（共同企業体、再受託者を含む）及びこれと資本関係又は人的関係のある者について、本業務に係る設計・建設工事・工事監理への参加はできないものとする。

※資本関係とは、①親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号。以下同じ）と子会社（同条第3号。以下同じ）の関係にある場合、及び②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。

※人的関係とは、①一方の会社の役員が他方の役員を現に兼ねている場合、②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合をいう。

(9) 申請者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明な理由として、異議を申し立てることはできない。

8. 手続きについて

(1) 問い合わせ先

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

野洲市政策調整部市民病院整備課 ^{うえすぎ} 上杵

TEL : 077-587-8814 (直通)

FAX : 077-586-2200

E-mail : byoinseibi@city.yasu.lg.jp

(2) 資料及び各手続

「野洲市民病院整備基本計画等策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領」による。本市ホームページからダウンロードすること。なお、提出書類についても、同様とする。